

副本

平成29年(㉟)第651号 高浜原発3,4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 水戸 喜世子

債務者 関西電力株式会社

主張書面(1)

平成29年8月30日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 神 原 浩



弁護士 原 井 大 介



弁護士 森 拓 也



弁護士 辰 田 淳



弁護士 畑 井 雅 史



弁護士 坂 井 俊 介



弁護士 谷 健 太 郎



弁護士 中 室 祐



目 次

第1	変更後の申立ての趣旨に対する答弁	4
第2	申立ての趣旨の不適法性について	4
第3	申立書に対する認否	5
1	「1. 事案の概要」(申立書2頁)について	5
2	「2. 北朝鮮のミサイルをめぐる情勢」(申立書2ないし4頁)について	5
3	「3. 日本政府の対応」(申立書4ないし6頁)について	6
4	「4. ミサイル迎撃体制の不確実性」(申立書6ないし7頁)について	7
5	「5. ミサイル攻撃された場合の原発重大事故の発生の態様」(申立書7ないし9頁)について	9
6	「6. 想定される債務者の弁解とそれへの批判」(申立書9ないし10頁)について	10
7	「7. 被害の巨大性と債権者が受ける被害」(申立書10ないし11頁)について	11
8	「8. 避難の可能性」(申立書11ないし12頁)について	11
9	「9. 保全の必要性(緊急性)」(申立書12ないし13頁)について	12
10	「10. 結論」(申立書13ないし14頁)について	12
第4	準備書面(1)に対する認否	13
1	「1. 新たなるミサイル発射」について	13
第5	準備書面(2)に対する認否	13
1	「第2. 申立ての趣旨の変更の理由」について	13
第6	債権者の求釈明に対する回答	15
1	第1回審尋期日における求釈明の内容について	15
2	求釈明に対する債務者の回答について	15

本書面では、第1において、債権者の平成29年8月16日付準備書面(2)(以下、「準備書面(2)」という)による変更後の申立ての趣旨に対する答弁を行い、第2において、債権者の申立ての趣旨の不適法性について主張し、第3ないし第5において、債権者の同年7月5日付「原発差止仮処分申立書」(以下、「申立書」という)、同年7月18日付準備書面(1)(以下、「準備書面(1)」という)及び準備書面(2)における債権者の主張に対する認否を行う。その上で、第6において、債権者の求積明に対する回答を行う。

第1 変更後の申立ての趣旨に対する答弁

- 1 債権者の申立てを却下する
- 2 申立費用は債権者の負担とする

との裁判を求める。

第2 申立ての趣旨の不適法性について

債権者は、本件申立ての趣旨において、「自衛隊法82条の3第1項または第3項による破壊措置命令が失効するまで」の運転差止を求めており、仮処分命令の発令及び効力の消滅を破壊措置命令の存否という事実にかからしめている。

しかし、債務者の平成29年7月25日付答弁書(以下、「答弁書」という)第2の4(2)(9頁)で述べたように、そもそも政府は、「命令発出の有無等、自衛隊の具体的な対応を明らかにすることは我が方の手のうちを明らかにするおそれがあり、差し控えたい」として、破壊措置命令を発令したか否かを明らかにしておらず、今後も破壊措置命令の発令の有無やその失効の事実が明らかになることは期待できない(乙2,5頁)。なお、破壊措置命令が常時発令となった旨の報道(疎甲14の6等)のみでは、情報源が不明であり、当該事実の真偽を客観的に確認できないことには変わりはない。

このように、客観的に確認し得ず、疎明すらできない事実、仮処分命令の発

令及び効力の消滅をかからしめる本件申立ての趣旨は不適法であり、具体的な審理に立ち入るまでもなく、速やかに却下されるべきである。

第3 申立書に対する認否

準備書面（2）における債権者の訂正後の申立ての理由に対し、以下のとおり認否を行う。

1 「1. 事案の概要」（申立書2頁）について

（1）第1段落（「現在,」から始まる段落）について

疎甲1号証（内閣官房国民保護ポータルサイト）のA1に「北朝鮮は過去に例を見ない頻度で弾道ミサイルを発射」、「政府としては、いかなる事態にも対応することができるよう緊張感をもって」と記載されていることは認め、その余は不知。

（2）第2段落（「北朝鮮の」から始まる段落）について

「少なくとも破壊措置命令が継続している間は本件原発の運転は中止しておくことを求めるものである」は認否の限りでなく、その余は不知。

2 「2. 北朝鮮のミサイルをめぐる情勢」（申立書2ないし4頁）について

（1）第1段落（「北朝鮮は」から始まる段落）について

北朝鮮が申立書3頁の表に記載されたようなミサイル発射を行ったと報道されていることは認める。

ただし、同表のうち、2017年5月21日の「亀城から新型中距離弾道ミサイル発射」については、これに対応する報道は見当たらない。

（2）第2段落（「その性能は」から始まる段落）について

報道された新聞の見出し又は記事の一部分に、債権者が括弧で引用するような記載があること、疎甲1号証のA4に「約10分後に・・・沖縄県先島諸島上空・・・」と記載されていることは認め、その余は不知。

ただし、この「約 10 分」というのは、平成 28 年 2 月 7 日に北朝鮮西岸の東倉里（トンチャンリ）付近から発射された弾道ミサイルが、沖縄県先島諸島上空を通過するまでに要した時間とされ、疎甲 1 号証の A 4 には「弾道ミサイルの種類や発射の方法、発射場所等により日本へ飛来するまでの時間は異なります」とも記載されている。

また、債権者が引用している疎甲 4 号証には、超高度軌道（ロフテッド軌道）についての記載が見当たらないことを念のため指摘しておく。

(3) 第 3 段落（「このような」から始まる段落）について

北朝鮮に対し、米、韓、日、中各国が警戒を強め、ミサイル発射を制止しようとしていることは認め、その余は不知。

(4) 第 4 段落（「ちなみに、」から始まる段落）について

不知。

3 「3. 日本政府の対応」（申立書 4 ないし 6 頁）について

(1) 第 1 段落（「日本政府は、」から始まる段落）について

安倍晋三内閣総理大臣の答弁書（疎甲 13）に、「特に、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発は、我が国に対するミサイル攻撃の示唆等の挑発的言動とあいまって、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっていると認識している」と記載されていることは認め、その余は不知。

(2) 第 2 段落（「当初は」から始まる段落）について

不知。

なお、当初は発射が予想されるごとに破壊措置命令を発したが、2016 年 8 月から常時発令となったと報道機関が報道していることは事実であるが、前記のとおり、政府は破壊措置命令を発令したか否かを明らかにしていない（乙 2、5 頁）。

(3) 第3段落(「弾道ミサイルが」から始まる段落)について

次の①及び②については認め、その余は不知。

①自衛隊法82条の3第2項に、防衛大臣は、弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがなくなつたと認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、速やかに、破壊措置命令を解除しなければならない旨が記載されていること

②同法82条の3第3項に、防衛大臣は、事態が急変し、内閣総理大臣の承認を得るいとまがなく我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合において、防衛大臣が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、措置を取るべき期間を定め、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、破壊する措置をとるべき旨を命令をすることができる旨が記載されていること

(4) 第4段落(「政府は」から始まる段落)について

認める。

(5) 第5段落(「Jアラートは」から始まる段落)について

認める。

(6) 第6段落(「しかし、」から始まる段落)について

2017年4月29日に東京メトロ及び北陸新幹線が北朝鮮によるミサイル発射の情報を受けて約10分間運転を停止したと報道されていることは認め、その余は不知。

4 「4. ミサイル迎撃体制の不確実性」(申立書6ないし7頁)について

(1) 第1段落(「我が国の」から始まる段落)について

我が国のミサイル迎撃体制として、イージス艦に搭載された迎撃ミサイル「SM-3」及び地対空誘導弾「PAC-3」が配備されていることは認め、その余は不知。

(2) 第2段落(「また,」から始まる段落)について

徳地秀士防衛省防衛政策局長が, PAC-3について, 原子力発電所の近傍に配備するといったような計画が現在はない旨答弁していることは認め, その余は不知。

なお, 徳地秀士防衛省防衛政策局長は, 上記答弁の前段として, 政治, 経済, 防衛上の重要防護地点以外の場所については, PAC-3の部隊を機動的に移動, 展開することで対応する旨を述べている(乙14, 「第百八十三回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第二号」32頁)。

(3) 第3段落(「政府も」から始まる段落)について

不知。

(4) 第4段落(「しかも,」から始まる段落)について

不知。

(5) 第5段落(「また,」から始まる段落)について

北朝鮮が約2000km高度の弾道をとることに成功したと報道されていることは認め, その余は不知。

(6) 第6段落(「いずれにせよ,」から始まる段落)について

不知。

(7) 第7段落(「そのことは」から始まる段落)について

石破茂防衛庁長官(当時)が, 「・・・日本海側にはずらっと原発が並んでいるわけで・・・そこへ落ちたらどうなるの・・・現在のところ安全だということになっています・・・」「通常弾頭でも十分に脅威となり得る」と答弁したことは認め, その余は不知。

(8) 第8段落(「そもそも」から始まる段落)について

不知。

5 「5. ミサイル攻撃された場合の原発重大事故の発生の態様」(申立書 7 ないし 9 頁) について

(1) 第 1 段落(「稼働中の」から始まる段落) について

次の①ないし③については認め、その余は不知。

①稼働中の原子力発電所が弾道ミサイル等によって攻撃され破壊された実例はないこと

②その機序を具体的に詳細に想定することは困難であること

③高浜発電所 3 号機及び 4 号機(以下、「本件発電所」という)の格納容器(正式には、「原子炉格納容器」)及び原子炉容器の基本的な構造が建設時以降変わっていないこと

(2) 第 2 段落(「シナリオとしては、」から始まる段落) について

次の①及び②は否認し、その余は不知。

①原子力発電所が全て電気によって運転されること

②原子炉(圧力容器)や格納容器が直撃されなくても、全電源を喪失すれば容易に炉心溶解に至ること

本件発電所では、タービン動補助給水ポンプやディーゼルエンジン式消火ポンプ等の電気によらない機器もあり、全て電気によって運転されているわけではない。

また、本件発電所では、福島第一原子力発電所事故を契機に制定された新規制基準を踏まえ、炉心の著しい損傷を防止するための措置として、空冷式非常用発電装置、恒設代替低圧注水ポンプ、可搬式代替低圧注水ポンプ等の重大事故等対処施設を設置するなど、より一層安全性を向上させている。このため、万一、全交流電源を喪失した場合でも、炉心を継続的に冷却し、炉心の著しい損傷を防止できることから、容易に炉心溶融に至ることはない。

(3) 第 3, 4 段落(「ミサイルの」及び「そうなると」から始まる段落) について
知らないし否認する。

前述のとおり、本件発電所では、福島第一原子力発電所事故を契機に制定された新規制基準を踏まえ、重大事故等対処施設を設置するなど、より一層安全性を向上させており、万一、全交流電源を喪失した場合でも、福島第一原子力発電所事故のような事態になることはない。

(4) 第5, 6段落(「第二に」及び「また,」から始まる段落)について

格納容器の壁が鉄筋コンクリートでできていることは否認し、福島第一原子力発電所の1, 3及び4号機において、原子炉建屋内で水素爆発が起き、原子炉建屋の屋根が吹き飛んだことは認め、その余は知らないし争う。

格納容器は鋼製である。なお、格納容器の外側に存在する外部遮へい建屋については鉄筋コンクリートでできている。

(5) 第7, 8段落(「格納容器が」及び「メルトダウンが」から始まる段落)について

不知。

(6) 第9段落(「第三の」から始まる段落)について

不知。

(7) 第10段落(「なお,」から始まる段落)について

不知。

6 「6. 想定される債務者の弁解とそれへの批判」(申立書9ないし10頁)について

(1) 第1段落(「債務者は,」から始まる段落)について

認否の限りでない。

(2) 第2段落(「①は確かに」から始まる段落)について

政府(安倍晋三内閣総理大臣)が国会で「弾道ミサイル等による攻撃に対しては、原子力の規制によって対処すべき性質のものではないと考えている」(疎甲13, 3頁)旨答弁していることは認め、その余は不知。

- (3) 第3段落（「しかし、」から始まる段落）について
認否の限りでない。
- (4) 第4段落（「②については、」から始まる段落）について
不知。
- (5) 第5段落（「③については、」から始まる段落）について
原子炉を緊急停止した場合に崩壊熱・余熱があることは認め、その余は知らないし争う。

7 「7. 被害の巨大性と債権者が受ける被害」（申立書 10 ないし 11 頁）について

- (1) 第1段落（「原発が」から始まる段落）について
不知。
- (2) 第2段落（「イスラエルは」から始まる段落）について
不知。
- (3) 第3段落（「なお、」から始まる段落）について
不知。
- (4) 第4段落（「債権者の」から始まる段落）について
2011年3月11日当時の原子力委員会委員長近藤駿介氏が「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」（疎甲 36）を作成したことは認め、その余は不知。
- (5) 第5段落（「これらを」から始まる段落）について
他の判決、決定でも 80km 程度の離隔を理由として却下、棄却した例がないことは不知、その余は認める。

8 「8. 避難の可能性」（申立書 11 ないし 12 頁）について
不知。

9 「9. 保全の必要性（緊急性）」（申立書 12 ないし 13 頁）について

- (1) 第 1 段落（「債権者を」から始まる段落）について
知らないし争う。
- (2) 第 2 段落（「しかも,」から始まる段落）について
不知。
- (3) 第 3 段落（「他方政府は,」から始まる段落）について
知らないし争う。
- (4) 第 4 段落（「原発が」から始まる段落）について
知らないし争う。
- (5) 第 5 段落（「なお,」から始まる段落）について
知らないし争う。

ミサイル攻撃を受ける危険が切迫するに至った場合、「武力攻撃事態等及び
存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に
関する法律」及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する
法律」（以下、「国民保護法」という）並びにこれらの関係法令に従って、国が
主導的役割を担いつつ、関係機関と相互に連携協力して対処するものとされて
おり、債務者は、このような関係法令の枠組みの下で、具体的な状況に応じて、
原子炉の停止その他の措置を適切に講じることを予定している。なお、政府は
少なくとも現時点において、武力攻撃事態に至ったと認定していないのはもち
ろん、武力攻撃予測事態に至ったとも認定していない。（答弁書 10～11 頁）

10 「10. 結論」（申立書 13 ないし 14 頁）について

- (1) 第 1 段落（「債権者は,」から始まる段落）について
争う。
- (2) 第 2 段落（「政府が」から始まる段落）について
知らないし争う。

(3) 第3段落(「地方自治体も」から始まる段落)について

石川県が、ミサイル攻撃を想定した訓練を予定していると報道されていることは認め、その余は不知。

(4) 第4段落(「常識ある」から始まる段落)について

不知ないし争う。

(5) 第5段落(「本件申立は」から始まる段落)について

認否の限りでない。

第4 準備書面(1)に対する認否

1 「1. 新たなるミサイル発射」について

2017年7月4日、北朝鮮が新たにICBM(大陸間弾道ミサイル)とみられるミサイルを発射した旨の報道がされていることは認め、その余は不知。

第5 準備書面(2)に対する認否

1 「第2. 申立ての趣旨の変更の理由」について

(1) 第1段落(「日本に」から始まる段落)について

不知。

(2) 第2段落(「実線の」から始まる段落)について

不知。

(3) 第3段落(「飛行が」から始まる段落)について

自衛隊法82条の3第1項に、防衛大臣は、弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる旨が記載されていることは認め、その余は不知。

(4) 第4段落(「しかし,」から始まる段落)について

不知。

(5) 第5段落(「本来的には」から始まる段落)について

自衛隊法82条の3第3項に、防衛大臣は、事態が急変し第1項の内閣総理大臣の承認を得るいとまがなく我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合における我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため、防衛大臣が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、措置をとるべき期間を定め、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、第1項の命令をすることができる旨が記載されていることは認め、その余は不知。

(6) 第6段落(「以上のとおり,」から始まる段落)について

不知。

なお、準備書面(2)別紙2の1(1)において、防衛大臣が自衛隊法82条の3第3項の規定による命令を発する場合として、「ア・・・その時点では、発射の目的、その能力等が明らかでないため、当該弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められないとき(下線は引用者)」、「イ・・・その時点では、事故の場所、態様等が明らかでないため当該物体が我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められないとき(下線は引用者)」と記載されていることを念のため指摘しておく(乙3, 443頁資料45参照)。

(7) 第7段落(「ただし,」から始まる段落)について

準備書面(2)別紙2の6において、防衛大臣は、自衛隊法82条の3第3項の規定による命令が発せられている場合において同条第1項に規定する弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれが認められたときは、同項の規定により、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ずるとともに、同条第3項の規定による命令を解除するものとする旨が記載されていることは認め、その余は不知。

(8) 第8段落(「ところで,」から始まる段落)について

政府が,破壊措置命令の発令の存否自体を非公表としていることは認め,その余は不知。

(9) 第9段落(「ただ,」から始まる段落)について

不知。

(10) 第10段落(「ただし,」から始まる段落)について

不知。

(11) 第11段落(「そこで,」から始まる段落)について

認否の限りでない。

第6 債権者の求釈明に対する回答

1 第1回審尋期日における求釈明の内容について

①原子力規制委員会国民保護計画には,核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下,引用部分を除き,総称して「核燃料物質等」という)の所在場所の変更命令に関する記載があるが(乙8,15頁,国民保護法106条),北朝鮮からのミサイル攻撃という事態を受けて,債務者は,核燃料物質等の所在場所を変更することを想定していないのか。

②(想定している場合)債務者が行う措置の内容はどのようなものか。

2 求釈明に対する債務者の回答について

一般論として,原子力規制委員会が,同委員会国民保護計画及び国民保護法106条に基づき,核燃料物質等の所在場所の変更命令を発した場合,債務者は,同命令に従い,当該措置を実施することになる(乙10,12頁,第4章第7節第2項参照)。

もっとも,本件発電所において,どのような態様のミサイル攻撃をどこに受けるのか等をあらかじめ具体的かつ網羅的に想定することは極めて困難であること

から、本件発電所へのミサイル攻撃の危険が切迫した場合における核燃料物質等の所在場所の変更に係る対応については具体的に定めていない。

以 上